

人事行政の運営等の状況の公表

湯浅町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年湯浅町条例第3号)に基づき、湯浅町の人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

令和 5年 7月 3日

湯浅町長 上山 章善

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況 (令和4年4月2日～令和5年4月1日)

職種	採用者数		
	男	女	合計
一般行政職	2	1	3
保育士	0	2	2
介護支援専門員	0	1	1
保健師	0	1	1

(2) 職員数の状況

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和3年度	令和4年度			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務	38	38	0	
		税務	5	5	0	
		農水	4	4	0	
		商工	4	4	0	
		土木	11	11	0	
		民生	33	31	-2	人事異動に伴う職員減(▲2)
		衛生	14	15	1	人事異動に伴う職員増(1)
	計	111	110	-1		
	教育部門	17	16	-1	人事異動に伴う職員減(▲1)	
	小計	128	126	-2		
公営企業等会計部門	水道	8	9	1	人事異動に伴う職員増(1)	
	下水道	0	0	0		
	その他	14	12	-2	人事異動に伴う職員減(▲2)	
	小計	22	21	-1		
合計		150	147	-3		

(注)1 職員数は一般職に属する職員です。

2 職員の人事評価の状況

被評定者	第一次評価者	第2次評価者	評定方法	評定要素
課長級職員	副町長	町長	絶対評価	業績評価、能力評価
副課長・係長級職員	所属長	副町長	絶対評価	業績評価、能力評価
その他職員	副課長・次長・係長・所長(保育所)	所属長	絶対評価	業績評価、能力評価

3 職員の給与の状況

別に掲載しています「湯浅町の給与・定員管理等について」をご覧ください。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

(令和4年4月1日現在)

1日の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7時間45分	8時30分	17時15分	60分

(注)一般行政職の標準的な状況です。

(2) 年次有給休暇の取得状況

期間	総取得数 (A)	全対象職員数 (B)	平均取得日数 (A/B)
令和4年度	930	97	9.6

(注)町長部局に所属する職員で、育児休業等を取得した職員、退職者や休職者等を除いた職員

(3) 特別休暇の種類(有給)

感染症	必要と認める期間
天災等による交通遮断	必要と認める期間
災害時に通勤途上の身体の危険を回避する場合	必要と認める期間
天災等による住居滅失	必要と認める期間
交通機関の事故	必要と認める期間
裁判員、証人等として裁判所等	必要と認める期間
公民権の行使	必要と認める期間
婚姻	7日
配偶者の出産	1日
職員の分べん	出産予定日前8週間目にあたる日から産後8週間目に当たるまでの期間
生後満1年に達しない生児を育てる場合	1日2回必要と認める期間
育児参加	5日以内
生理	2日以内でその都度必要と認める期間
忌引	必要と認める期間
骨髄移植	必要と認める期間
就学前の子の看護	5日以内(子が2人以上の場合、10日以内)
短期の介護	5日以内(要介護者が2人以上の場合、10日以内)
夏季休暇	5日
ボランティア	5日以内

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)分限処分の状況

(令和4年度、単位:人)

区分		降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号 第2項第1号	0	0	3	0	3
職に必要な的確性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号	0	0	0	0	0
職制定数の改廃予算の減少により廃	地公法第28条第1項第4号	0	0	0	0	0
刑事事件に関し訴訟された場合	地公法第28条第2項第2号	0	0	0	0	0
条例で定める事由による場合	地公法第27条第1項	0	0	0	0	0
合計		0	0	3	0	3

(2)懲戒処分の状況

(令和4年度、単位:人)

区分		戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	地公法第29条第1項第1号	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第29条第1項第3号	0	0	0	0	0
合計		0	0	0	0	0

6 職員のサービスの状況

(1)育児休業及び部分休業の取得状況

	令和4年度の取得者数			令和4年度中に新たに取得可能となった職員			
	育児休業	部分休業	育児短時間勤務	育児休業等対象者数	うち育児休業取得者数	うち部分休業取得者数	うち育児短時間勤務
男性職員	0 0	0 0	0 0	5	0	0	0
女性職員	2 5	0 0	0 0	2	2	0	0
計	2 0	0 0	0 0	7	2	0	0

(注)「令和4年度の取得者数」欄の上段には令和4年度に新たに取得した者、下段には令和3年度以前から引き続き取得している者の数を記入しています。

(2)介護休暇の取得状況

令和4年度は介護休暇取得者はありません。

